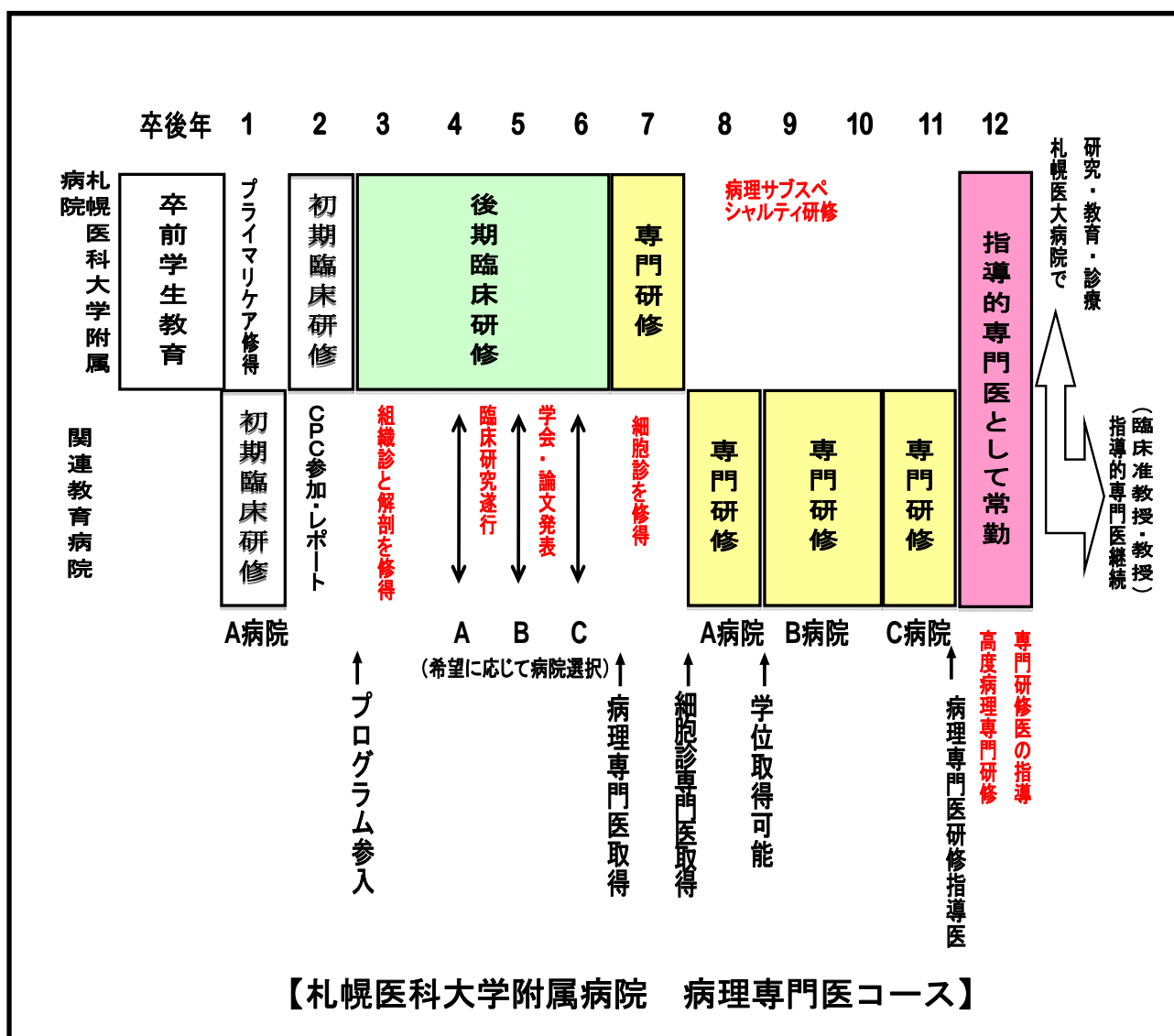


病理部

病理専門医コース

(1) コースの全体像

- ① 2年間の初期臨床経験を生かし、大学病院の病理専門医研修指導医の指導の下、病理専門医資格を得るための経験・実績を積む。
- ② 原則的には札幌医科大学附属病院病理部で診療医(全日研究生)として4年間臨床研修を行う。多数の病理解剖症例を経験するために、日本病理学会認定の関連教育病院で短期間の研修を行うことが可能。医学博士の取得は可能で、診療と併行して臨床医学研究に取り組み、研究生コースの場合は最短6年間で学位論文を提出する。大学院コースの場合は最短3年間で博士論文を作成し学位を取得する。
- ③ 病理専門医の取得後は、細胞診専門医資格を得るために大学病院において研修を継続する。取得後は大学病院もしくは関連教育病院で各分野の専門研修を行い、専門医取得から5年後に病理専門医研修指導医の資格を得る。
- ④ その後は、専門医研修指導責任者として大学病院もしくは一般病院に常勤する。
なお、一部は他コースの一部も選択できる。



(2) コースの概要

コース名： 札幌医科大学附属病院 病理専門医コース						
大学病院・ 医療機関名	診療科名	専門分野名	指導 者数	目 的	養成 (受入) 人数	期 間
札幌医科大学 附属病院	病理部	病理・細胞診断	3	主に腫瘍性疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	6	4～5年
函館五稜郭病 院	パソロジーセ ンター	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
帯広厚生病院	臨床病理科	病理・細胞診断	1	主に腫瘍性疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
砂川市立病院	病理科	病理・細胞診断	1	主に腫瘍性疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
市立室蘭総合 病院	臨床検査科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
市立釧路総合 病院	病理検査科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
市立小樽病院	病理科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
留萌市立病院	病理科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
小樽協会病院	病理診断部	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
北海道中央労 災病院	病理科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
JR 札幌病院	病理科	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
札幌社会保険 総合病院	検査部	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
北海道社会保 険病院	病理部	病理・細胞診断	1	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
NTT 東日本札 幌病院	臨床検査科	病理・細胞診断	2	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年
北海道立こども 総合医療・療 育センター	検査部	病理・細胞診断	2	一般疾患の病理・細胞診断の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	1～2年

(3) コースの実績

札幌医科大学附属病院病理部の生検・手術症例は約 7,200 件、細胞診症例は約 8,100 件、病理解剖症例は 30 件であり、受入人数が病理専門医、細胞診専門医を取得するのに十分な実績を有している。

(4) コースの指導状況

札幌医科大学附属病院病理部には 1 名の病理専門医研修指導医を含めた 3 名の病理専門医および細胞診専門医がおり、関連教育病院にも指導医、専門医が常勤して日本病理学会認定あるいは登録施設になっている。

(5) 専門医の取得等

学会等名	日本病理学会
資格名	病理専門医
資格要件	<p><認定の方法></p> <ol style="list-style-type: none">この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。認定出願の資格は、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">日本国の医師免許を取得していること。死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。出願時 3 年以上継続して日本病理学会会員であること。<ol style="list-style-type: none">日本病理学会の認定する研修施設において 5 年以上人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。ただし、5 年の実践期間のうち最高 1 年までを、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（臨床検査医学研修を含む）をもって充当すること、また、法医学での研修期間は、2 年（法医学専攻の大学院修了者）までを充当することができる。<ol style="list-style-type: none">著しく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの 40 例以上を経験し、剖検講習会を受講していること。著しく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検（外科切除標本を含む）5,000 例（50 例の迅速診断を含む）以上を経験していること。日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。日本病理学会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し的確な診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有してしていること。人体病理学に関する原著論文または学会報告が 3 編以上あること。人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。人体病理業務に専任していること。資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格

	<p>試験とし、筆記試験および実地試験を課する。</p> <p>5. 資格審査および試験についての細則は、別に定める。</p> <p>6. 既に認定された病理医については、資格取得後 5 年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。</p> <p>7. 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。</p>
--	---

学会の連携等の概要

当該学会主催の講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的な知識を習得する。

学会等名	日本臨床細胞学会
資格名	細胞診専門医
資格要件	<p><病理専門医の受験資格者></p> <p>A) 日本臨床細胞学会会員歴 2 年以上で、B) 医師、歯科医師免許取得後 5 年で、C) 細胞診断学の研修を 5 年以上受けた者</p> <p><試験内容></p> <p>細胞像試験（カラープリント）および検鏡試験を行う。</p> <p>1. 出題内容</p> <p>試験では 1 例ごとに細胞所見同定と症例の推定診断が要求される。</p> <p>(1) 細胞像試験（カラープリント）の対象領域</p> <p>細胞診の対象となるすべての領域で、すべての受験者が対象になる。出題内容は、細胞診断における基礎的問題とし、教育委員会で実施している細胞診断学セミナーで教育される内容を基準として出題される。</p> <p>(2) 検鏡試験の選択領域</p> <p>受験者は以下の 6 科中の 1 科を出願時に選択する。</p> <p>総合科：細胞診の対象となるすべての領域。</p> <p>婦人科：産科婦人科領域および腹腔、尿、リンパ節などの関連領域。</p> <p>呼吸器科：呼吸器領域および胸腔、縦隔、リンパ節などの関連領域。</p> <p>消化器科：消化器領域および腹腔、リンパ節などの関連領域。</p> <p>泌尿器科：泌尿器科領域および腹腔、リンパ節などの関連領域。</p> <p>乳腺・甲状腺科：乳腺、甲状腺、体腔液、リンパ節などの関連領域。</p> <p>2. 解答形式</p> <p>細胞像試験（カラープリント）は、解答多肢択一とする。</p> <p>検鏡試験は、陰性、疑陽性および陽性を付し、原則として背景所見ならびに細胞所見、推定病変を記述する。</p> <p>3. 配点：100 点を満点とする。</p> <p>(1) 細胞像試験（カラープリント） 40 点</p> <p>(2) 検鏡試験 60 点</p> <p>4. 合格条件</p> <p>実地試験の採点は委員長の定める方式による。</p> <p>細胞像試験（カラープリント）20 点以上、検鏡試験 30 点以上で合計 70 点を超える者を合格とする。</p>

学会の連携等の概要

当該学会主催の講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的な知識を習得する。